

31. オープンイノベーション促進税制の創設

大綱
60ページ
62ページ
68ページ

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

我が国企業は従前より自前主義的発想が強く、諸外国と比較した場合においても事業会社等からベンチャー企業への投資は不十分な状況といえる。また、ビジネスモデルが大きく変化する中で企業の競争力を強化する観点からは、オープンイノベーションを促進し、かつ、自らに無い新領域へ挑戦するための手段としてイノベーションの担い手であるベンチャー企業への投資が重要であることから、税制においても事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置を設けることとした。

(2) 内容

企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その投資額の25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。
その際、株式取得の日から5年以内に出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

(3) 適用時期

2020年(令和2年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日までに取得した株式が対象となる。

・オープンイノベーションの定義

オープンイノベーションとは、企業が自らのビジネスにおいて外部のアイデアや技術をより多く活用し、自らの未利用のアイデアについて他社に活用させることであり、「社外リソース、知見を積極的に活用し、研究開発などを推進すること」をいう。

(出典)Henry W.Chesbrough 著書「OPEN BUSINESS MODELS:HOW TO THRIVE IN THE NEW INNOVATION LANDSCAPE」Harvard Business School Press 2006年。

・オープンイノベーションの具体的な事例

オープンイノベーションに対する各社の具体的な取組事例は下記の通りである。

- ・東京ガス …より質の高いサービスの提供を目指し、住宅やセキュリティの分野でベンチャー企業・有識者と連携している。
- ・ソフトバンク …国内外を問わず事業や商品開発のパートナーを募集する「Softbank Innovation Program」を開催している。

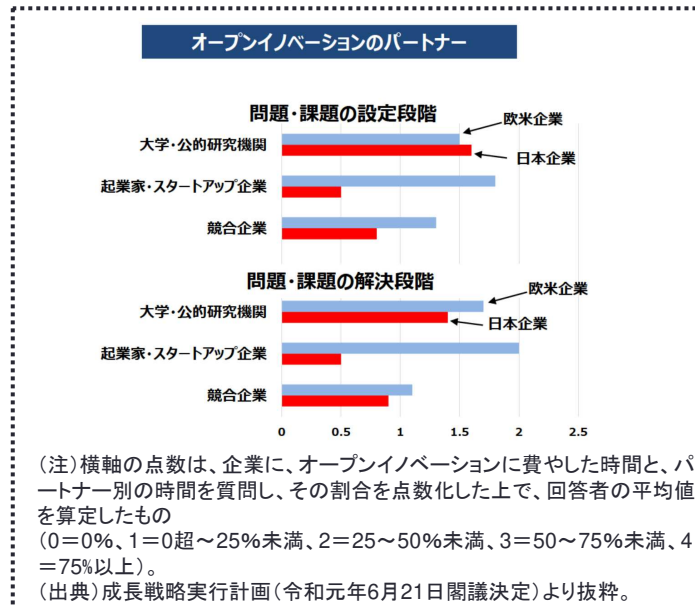
2. 改正の趣旨・背景

産業界における研究開発を取り巻く環境は、製品のライフサイクルの短期化、顧客ニーズの多様化、グローバル化による競争構造の変化に伴い、以前のように基礎研究から製品開発まですべてを自社内だけで行うことは難しくなっている。

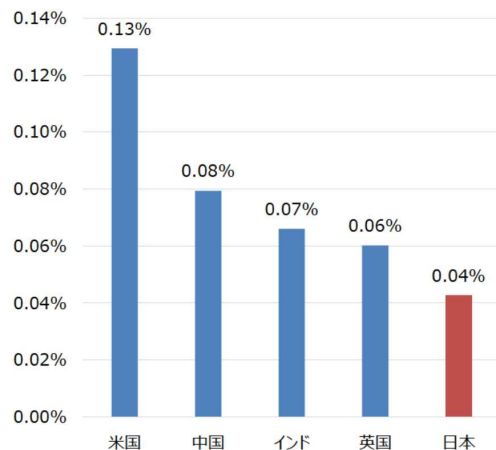
このような環境の下、既存企業が従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、新たな分野に投資するなど自ら事業革新を求めることは、この時代において企業が生き残るために必要不可欠である。

そのための手段として、新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくことが重要であるが、我が国は諸外国に比し、ベンチャー企業に対する投資額は不十分な状況にあるといえる。

これらの状況を踏まえ、既存企業の競争力を高めると共にベンチャー企業のレベルを引き上げるため、税制においても事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、極めて異例の措置ではあるが出資の一定額の所得控除を認める措置を設けることとした。



事業法人・コーポレートベンチャーキャピタルの対GDP比ベンチャー投資額



(注)各国地域の当該投資額をGDPで割った値(2018年)。
(出典)CB Insights「The 2018 Global CVC Report」より経済産業省作成。

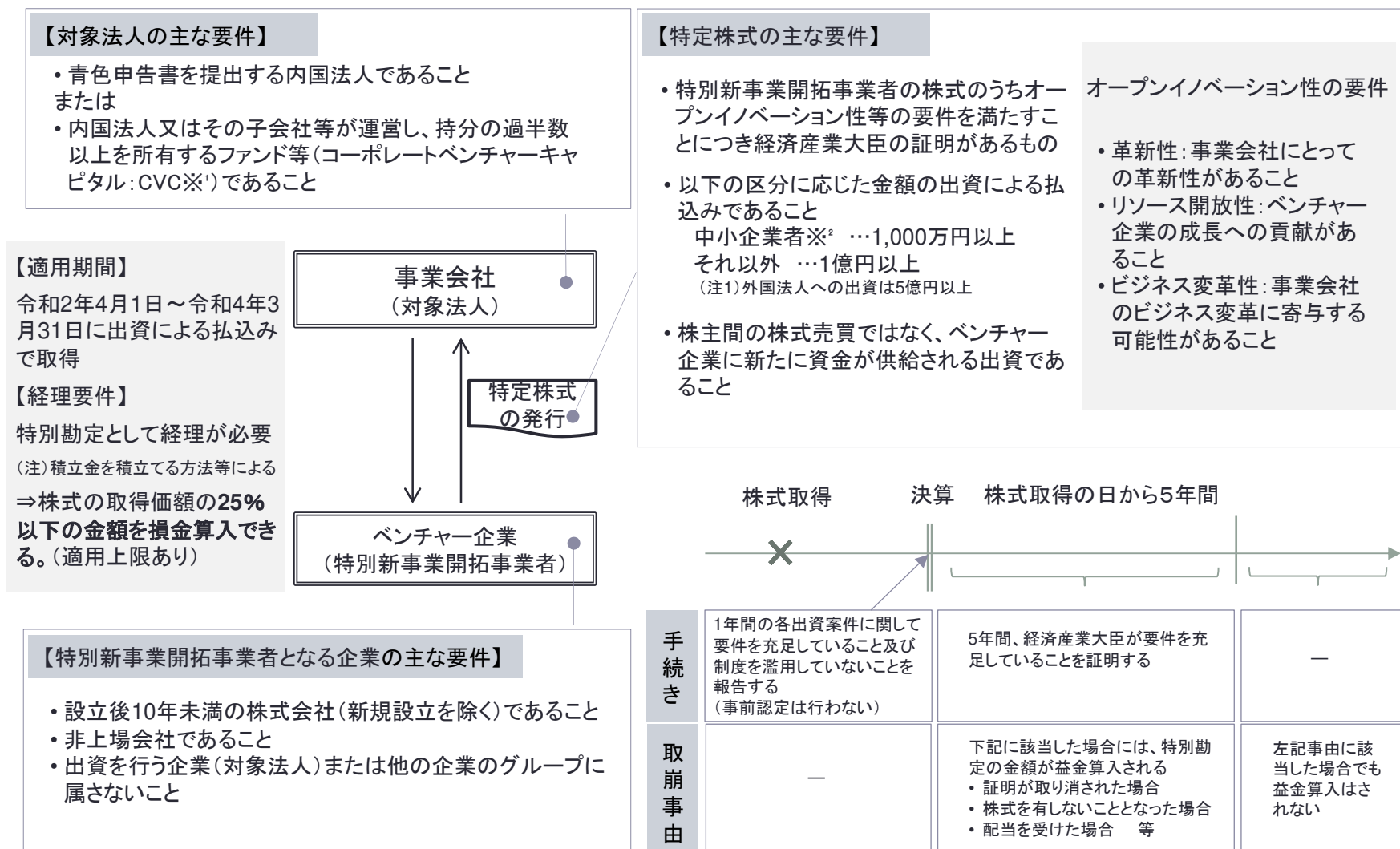
投資家属性別 1件あたり投資額中央値



(出典)株式会社ジャパンベンチャーリサーチ「Japan Startup Finance 2018」より経済産業省作成。

3. 改正の内容

(1) 制度のイメージ図



※1 コーポレートベンチャーキャピタル: 事業会社が自社の事業とのシナジー強化を目的とし、自己資金でファンドを組成し、ベンチャー企業に出資や支援を行う活動組織をいう

※2 中小企業者: 資本金(出資金)の額が1億円以下の法人又は資本を有しない法人であれば常時使用する従業員が1,000人以下(一定の場合を除く)

3. 改正の内容

(2) 制度の概要

事業会社(対象法人)が、2020年(令和2年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式(特定株式)を出資の払込みにより取得し、その取得した日を含む事業年度末まで保有している場合には、特別勘定として経理した金額を限度とし、その株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できる。(損金算入される金額はその事業年度の所得の金額を上限とする)

上記の適用を受けた対象法人が、特定株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた等の取り消し事由に該当した場合には、その事由に応じた金額を取崩し、益金算入する。ただし、特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

(3) 用語の意義、特定株式の要件、特別勘定の取崩し事由

項目		内容
用語の意義	対象法人	青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものをいう
	特定事業活動を行うもの	自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう
	特別新事業開拓事業者	産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る)又はこれに類する外国法人をいう
	特定株式	特別新事業開拓事業者の株式のうち、下記の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう
特定株式の要件	①対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること ②資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること ③その払込金額が1億円以上(中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする)であること ただし、対象となる払込みに上限を設ける ④対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと	
特別勘定の取崩し事由 (特定株式取得後5年間)	①特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合 ②特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合 ③特定株式につき配当を受けた場合 ④特定株式の帳簿価額を減額した場合	⑤特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合 ⑥特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合 ⑦対象法人が解散した場合 ⑧特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

※法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

4. 適用時期

2020年(令和2年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日に取得した株式が対象となる。

5. 実務上の留意点

- ・投資一件当たりの金額及び投資件数の上限があるか確認が必要である。
- ・出資した年における経済産業省の確認手続きの内容および方法、出資した年から株式取得後5年を経過するまでの各年における手続きの内容および方法については確認が必要である。
- ・本税制の対象外となる新規設立法人の範囲(設立後の年数制限などがあるか)、及び「他の企業のグループに属さないこと」における他の企業グループの範囲については、今後確認が必要である。